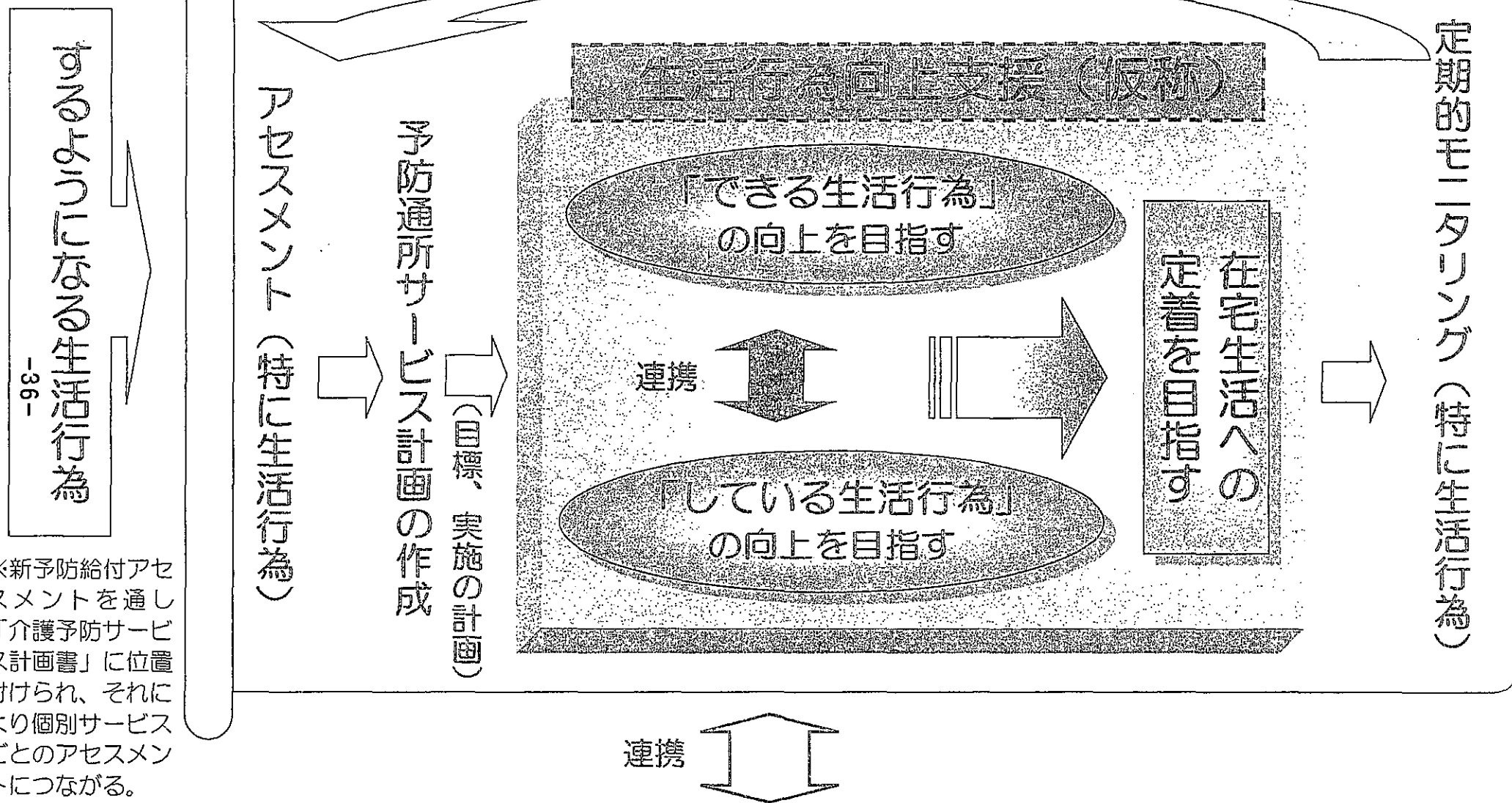
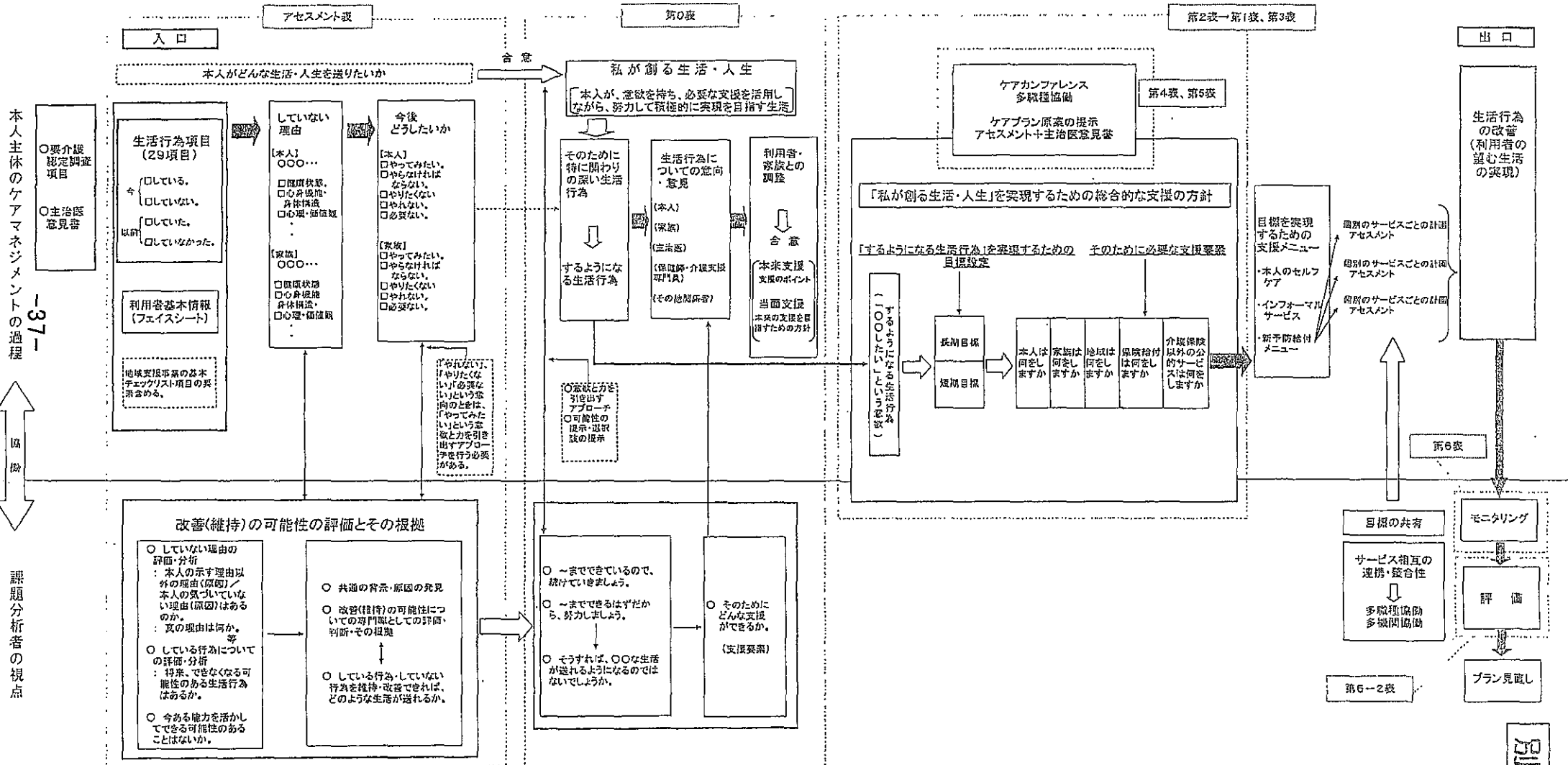


「介護予防通所介護」「介護予防通所リハビリテーション」における 生活行為向上支援（仮称）のイメージ（案）



※新予防給付アセスメントを通し「介護予防サービス計画書」に位置付けられ、それにより個別サービスごとのアセスメントにつながる。

アセスメント・ケアプランの構造（案）



-37-

得意なところ、強いところと一緒に探してみましょう

質問する生活行為	
1	定期的に入浴、又はシャワーで身体を清潔にしている。
2	肌や顔、歯、爪などを手入れして、きれいになっている。
3	トイレをきちんと自分で済ませている。
4	場面や天気、季節にあわせて着るものや履き物などを着用している。
5	健康のために食事や運動、休養などに気を付けたり、検診を受けている。
6	薬を飲み忘れず、管理している。
7	日常に必要な品物を自分で選んで買っている。
8	自分や他人のために、献立を考え、食材をそろえ、調理、配膳をしている。
9	家の掃除、ゴミ捨て、洗濯を行っている。
10	簡単な家の修理や電球の交換、植物の水やり、ペットの世話をしている。
11	家族や友人のことを心配したり、相談にのっている。
12	同僚、友人、近所の人と良好な関係をつくり、保っている。
13	良好な親子、兄弟、親類関係をつくり、保っている。
14	良好な夫婦関係をつくり、保っている。
15	仕事を続けている。(自営業の店番、田んぼの見回りなどを含む)
16	ボランティアや奉仕活動など人の役に立つことをしている。
17	預貯金の出し入れを行っている。
18	友人を招いたり、友人の家を訪問している。
19	趣味や楽しみがあり、続けている。
20	候補者を決め、投票している。
21	家族、友人などと会話している。
22	家族、友人などと連絡するために、手紙やメールを出している。
23	家族、友人などと電話で話している。
24	自宅内を円滑に歩行している。(杖なし、杖あり、車イス)
25	自宅以外の屋内を円滑に歩行している。(杖なし、杖あり、車イス)
26	屋外を円滑に歩行している。(杖なし、杖あり、車イス)
27	移動のために、バスや電車、他人が運転する自動車などを使っている。
28	自分で自動車や自転車などを使って、移動している。
29	日常生活に関する内容については自分で決めている。

第0表 (新予防給付用) (1)

利用者名 _____

作成年月日 年 月 日

私が創る生活・人生（目指す生活・人生） （本人が意欲を持ち、必要な支援を活用し ながら、努力して積極的に実現を目指す生活）	1日の生活	
	1週間又は1ヶ月程度の 単位での生活	
	もっと長い（半年、1年程 度）生活	

私が創る生活・人生の実現のために特に関わりの深い生活行為		ケアプランを作成するための分析			
		本来の支援		当面(本来の支援ができない場合)の支援	
(1) -39- するようになる生活行為	(2) (1)についての意向・意見	(3) 支援のポイント(生活不活発病 の改善・予防の要点)	(4) 支援要素	(5) 当面(本来の支援ができない 場合)の支援要素	(6) 本来の支援を目指すための今 後の方針
	(本人)		(本人)		
	(家族)		(家族)		
	(主治医)		(地域)		
	(保健師・介護支援専門員)		(介護保険のサービス)		
	(その他関係者)		(介護保険以外の公的サービス)		
	(本人)		(本人)		
	(家族)		(家族)		
	(主治医)		(地域)		
	(保健師・介護支援専門員)		(介護保険のサービス)		
	(その他関係者)		(介護保険以外の公的サービス)		

(注) (2)について新規の場合は、「主治医」と「その他関係者」の欄には、記入されない場合もある。

(15) については、本来適入すべきサービスではなく、代替するサービスを利用せざるを得ない場合のサービス要素を記載する。

第 2 表

居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書 (2) (案)

利用者名 殿

作成年月日 年 月 日

するように なる生活行為	「するようになる生活行為」を実現するための目標				支 援 内 容				
	長期目標	(期間)	短期目標	(期間)	支援内容	サービス種別	支 援 提 供 事業所等	頻度	期間
-40-					(本人) -----				
					(家族) -----				
					(地域) -----				
					(介護保険のサービス) -----				
					(介護保険以外の公的サービス) -----				
					(本人) -----				
					(家族) -----				
					(地域) -----				
					(介護保険のサービス) -----				
					(介護保険以外の公的サービス) -----				

- ※1 「長期目標」は、このケアプラン終了までの目標であり、「短期目標」は、長期目標を達成するための段階的な目標を記入する。
- ※2 「支援内容」については、本人（セルフケア）、家族、地域、保険給付、介護保険以外の公的サービスに区分し、それぞれどのような支援を行うかを具体的に明記する。
- ※3 「サービス種別」については、支援内容を適切に提供できるサービスの種別を具体的に記入する。
- ※4 「支援提供事業所等」については、サービス種別に書かれたサービスを提供する事業所等を記入する。なお、家族の行う支援内容については、具体的に誰が中心となるかを記入する。

第4回（平成17年7月20日）介護予防サービス評価研究委員会 提出資料

介護予防に関する各研究班の検討状況について

1. 介護予防に関する研究班

- 今般の介護保険法等の一部改正法に基づき、新予防給付に係るサービスや介護予防ケアマネジメントの内容、地域支援事業における介護予防事業の内容等の検討の参考とするため、以下の分野について、それぞれの専門家に依頼し、技術的に考慮すべき点等の検討をしていただいたところ。

※ 介護予防に関する研究班

- I 総合的介護予防システムについての研究班
- II 運動器の機能向上についての研究班
- III 栄養改善についての研究班
- IV 口腔機能の向上についての研究班
- V 閉じこもり予防・支援についての研究班
- VI 認知症予防・支援についての研究班
- VII うつ予防・支援についての研究班

- 今般、現時点におけるこれらの研究班の検討内容は、別添のとおりである。

2. 本検討内容の位置付け

- これらは、各分野の専門家によって構成される研究班における検討内容である。
- 今後、厚生労働省においては、本検討内容も踏まえつつ、制度的な観点から、介護予防に係るサービスや介護予防ケアマネジメントの内容についての検討を進めることとしている。

上記のうち、介護予防ワーキングチームに関係する「II 運動器の機能向上についての研究班」「III 栄養改善についての研究班」「IV 口腔機能の向上についての研究班」の概要を、本紙に添付する。

Ⅱ. 運動器の機能向上マニュアル（案）（概要）

（新予防給付）

サービスの種類	対象者	主な担当職種	実施場所	サービス内容		目標設定・評価期間
介護予防通所介護	生活機能の向上のために、運動器の機能向上に関する機能訓練を必要とする要支援者	機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師）看護師等経験のある介護職員生活相談員等	介護予防通所介護事業所（必要に応じて居宅を訪問）	①二次アセスメント（事前のアセスメント） ②実施計画の作成 ③運動の実施 ④相談等	○看護職員等の医療従事者によるリスクの評価 ○理学療法士等による評価（関節可動域、筋力等） ○体力測定 ○健康関連QOL測定 ○実施計画（原案）の作成 ○説明と同意 ○ストレッチング ○バランストレーニング ○コンディショニングトレーニング ○筋力向上トレーニング ○機能的トレーニング 等 ○日常生活上の運動に関する相談 ○地域での自立活動促進等のための個別相談 等	6月に1回 （機器を用いる場合は3月に1回）
介護予防通所リハビリテーション	生活機能の向上のために、運動器の機能向上に関するリハビリテーションを必要とする要支援者	医師（専任）理学療法士作業療法士看護師等経験のある介護職員等	介護予防通所リハビリテーション事業所（必要に応じて居宅を訪問）	⑤事後のアセスメント ※通所リハビリテーションでは、医学的な管理の下でより専門的なプログラムを実施	○ニーズの達成度、身体機能、関連QOL等を評価し、事業評価を実施	6月に1回 （機器を用いる場合は3月に1回）

Ⅲ. 栄養改善マニュアル（案）（概要）

（新予防給付）

サービスの種類	対象者	主な担当職種	実施場所	サービス内容	目標設定・評価期間
介護予防通所介護	低栄養状態のおそれのある者	管理栄養士	介護予防通所介護事業所（必要に応じて居宅訪問）	①二次アセスメント ○低栄養状態のリスクの評価、健康状態、栄養状態、食事に関する意向や意欲、主観的健康感の把握 ○買い物・食事づくり担当者、共食者とその意向や意欲 ○食事に関する嗜好、アレルギー、食事摂取行為の自立、形態、食事づくりや買い物状況、配食サービスの利用等の環境等の把握 ○食べ方や飲み方の観察 ○低栄養状態と関連した口腔、摂食・嚥下障害、下痢、便秘、脱水などの問題の把握 ○食事行為に関する知識・技術・意欲の状況 ○食習慣、生活習慣 ②栄養改善サービス計画の作成 ○解決すべき課題 ○長期目標、短期目標 ○食事（タンパク質、エネルギー及び水分の必要量と個別対応事項）、訪問介護等における調理や買い物援助との連携事項、栄養食事相談、多職種による課題の解決等	6月に1回
介護予防通所リハビリテーション	低栄養状態のおそれのある者	管理栄養士	介護予防通所リハビリテーション事業所（必要に応じて居宅を訪問）	③個別的重点的な栄養食事相談（6月間に8回程度） ○計画に基づく課題解決に向けた相談 ○栄養・食事に関する相談（「食べること」への意欲を重視） ④モニタリングの実施と計画の修正 ○自己実現の意欲、主観的健康観等、低栄養状態のリスク、摂取量、計画の実践状況 ○モニタリングの結果に応じた計画の修正 ⑤評価及び地域包括センターへの報告 ○自己実現の課題と意欲、低栄養状態のリスク、サービス継続の必要性、計画の概要と実施状況、総合評価 ※通所リハビリテーションでは、医学的な管理の下でより専門的なプログラムを実施等	6月に1回

IV. 口腔機能の向上マニュアル（案）（概要）

（新予防給付）

サービスの種類	対象者	主な担当職種	実施場所	サービス内容		目標設定・評価期間
介護予防通所介護	口腔機能の低下のおそれがある高齢者	歯科衛生士 看護師等 言語聴覚士	介護予防通所介護事業所	①二次アセスメント （事前のアセスメント） ②介護予防サービス計画の立案 ③介護予防サービス計画の説明と同意 ④サービスの提供 ※専門的サービス （月1～2回）：(1) (2) (3) A B ※基本的サービス （毎日）：(2) (3) B ※セルフケアプログラム （毎日）：(2) (3) B	○利用者の口腔内の状態、改善目標を把握 ○個々の特性を踏まえた介護予防サービス計画の策定 ※歯科衛生士等による「専門的サービス」、介護職員等による「基本的サービス」、本人が行う「セルフケアプログラム」を立案 ○介護サービス計画を説明し、同意により介護サービス計画を決定 (1) 口腔機能の向上の教育（口腔清掃の必要性等） (2) 口腔清掃の指導・実施（口腔、義歯清掃法の指導・実施等） 【介護予防通所介護事業所で行う指導・実施】 (3) 摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施 A：摂食・嚥下器官等の運動等の訓練の指導・実施等 B：日常的な口腔機能の向上の訓練（「健口体操」等）の指導・実施等 【介護予防通所リハビリテーション事業所で行う指導・実施】 (3) 摂食・嚥下機能に関するリハビリ・訓練の指導・実施 A：摂食・嚥下器官等の運動等のリハビリ・訓練の指導・実施等 B：日常的な口腔機能の向上の訓練（「健口体操」等）の指導・実施等	3月に1回
介護予防通所リハビリテーション	口腔機能の低下のおそれがある高齢者	看護師等 言語聴覚士 歯科衛生士	介護予防通所リハビリテーション事業所	⑤モニタリング ⑥事後のアセスメント ⑦地域包括支援センターへの報告 ※医師、歯科医師との連携を充実させる。	○歯科衛生士等による月1回、介護職員等による毎回 ○目標の達成度合、口腔内の状態の変化等の評価 ○目標の達成度合、口腔内の状態の変化等の報告	

現行の通所介護・通所リハビリテーションの人員基準等

人員基準

		通所介護	通所リハビリテーション	
			通常規模（20人以内）	小規模（10人以内）
内容		- 日常生活上の世話 - 入浴、食事等の介護 - 生活等に関する相談・助言 - 健康状態の確認 - 機能訓練	- 日常生活の自立を助けるための理学療法・作業療法 - その他必要なリハビリテーション	
人員基準	管理者	専従（場合により兼務可）	医師（兼務可）	
	医師		専任（兼務可） 1人 （利用者40人まで）	
	理学療法士（PT）	看護職員（定員10人超の場合）	PT・OT・看護職員・介護職員等	PT・OT・経験看護職員・介護職員等
	作業療法士（OT）	提供時間帯を通じて専従 1人	提供時間帯を通じて専従 2人	提供時間帯を通じて専従 1人
	看護職員	機能訓練指導員	（常勤換算方法で0.2人以上）	（常勤換算方法で0.1人以上）
	等	兼務可 1人		
	介護職員	提供時間帯を通じて専従 利用者15人まで 1人 以後5人を増す毎に 1人		
	生活相談員	生活相談員		
	支援相談員	提供時間帯を通じて専従 1人		

通所介護・通所リハビリテーションの1事業所あたり従事者数

(平成15年 介護サービス施設・事業所調査)

	通所介護			通所リハビリテーション(医療機関)			通所リハビリテーション(介護老人保健施設)		
事業所数	12,498			2,772			2,960		
月あたり延利用者数 (人)	476.5			451.8			600.9		
	常勤専従	兼務・非常勤	兼務・非常勤	常勤専従	兼務・非常勤	兼務・非常勤	常勤専従	兼務・非常勤	兼務・非常勤
従事者 (人)	(実数)		(常勤換算)	(実数)		(常勤換算)	(実数)		(常勤換算)
医師	0.0	0.0	0.0	0.4	1.1	0.7	0.1	1.1	0.4
理学療法士	0.0	0.1	0.0	0.2	1.0	0.5	0.1	1.1	0.4
作業療法士	0.0	0.0	0.0	0.2	0.4	0.3	0.1	0.8	0.3
言語療法士	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
看護職員	0.7	1.5	1.3	1.8	1.2	2.3	0.9	0.8	1.2
その他の機能訓練指導員	0.1	0.7	0.3	-	-	-	-	-	-
生活相談員・支援相談員等	1.1	0.7	1.4	-	-	-	0.3	0.7	0.6
介護職員	3.3	3.8	5.4	3.3	1.9	4.3	4.8	2.1	5.9
その他	0.6	1.9	1.3	-	-	-	-	-	-
合計	5.7	8.7	9.8	6.0	5.7	8.3	6.4	6.7	8.9

現行の通所介護の介護報酬

基本部分				注	注		注	注	注	注	
				2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合又は	6時間以上8時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	専従の機能訓練指導員を配置している場合	食事提供体制を確保している事業所において、食事の提供を行うこととなっている場合	利用者に対して送迎を行う場合	入浴介助を行った場合、当該基準の区分に従い加算
-47- 通所介護費	イ 単独型通所介護費	(1)	要支援 (286 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位	1日につき +27単位	1日につき +39単位	片道につき +47単位	通所介護入浴介助加算 1日につき +44単位 通所介護特別入浴介助加算 1日につき +65単位
		3時間以上4時間未満	要介護1・2 (354 単位)								
			要介護3・4・5 (503 単位)								
		(2)	要支援 (408 単位)								
		4時間以上6時間未満	要介護1・2 (506 単位)								
			要介護3・4・5 (718 単位)								
	(3)	要支援 (572 単位)									
		6時間以上8時間未満	要介護1・2 (709 単位)								
			要介護3・4・5 (1,006 単位)								
		ロ 併設型通所介護費	(1)	要支援 (241 単位)			×70/100				
			3時間以上4時間未満	要介護1・2 (307 単位)							
				要介護3・4・5 (452 単位)							
	(2)		要支援 (344 単位)								
	4時間以上6時間未満		要介護1・2 (438 単位)								
			要介護3・4・5 (645 単位)								
	(3)	要支援 (482 単位)									
		6時間以上8時間未満	要介護1・2 (614 単位)								
			要介護3・4・5 (903 単位)								
		ハ 痴呆専用単独型通所介護費	(1)	要支援 (443 単位)			×70/100				
			3時間以上4時間未満	要介護1・2 (511 単位)							
				要介護3・4・5 (687 単位)							
	(2)		要支援 (633 単位)								
	4時間以上6時間未満		要介護1・2 (730 単位)								
			要介護3・4・5 (981 単位)								
(3)	要支援 (886 単位)										
	6時間以上8時間未満	要介護1・2 (1,022 単位)									
		要介護3・4・5 (1,373 単位)									
	ニ 痴呆専用併設型通所介護費	(1)	要支援 (373 単位)	×70/100							
		3時間以上4時間未満	要介護1・2 (441 単位)								
			要介護3・4・5 (616 単位)								
(2)		要支援 (533 単位)									
4時間以上6時間未満		要介護1・2 (630 単位)									
		要介護3・4・5 (880 単位)									
(3)	要支援 (746 単位)										
	6時間以上8時間未満	要介護1・2 (882 単位)									
		要介護3・4・5 (1,232 単位)									
					8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位					